

(次世代育成支援対策推進法)

社会福祉法人健寿会 高千帆苑 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、かつその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 9年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を50%以上にすること

女性職員・・・取得率を90%以上にすること

取組内容・実施時期

●令和 4年 6月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知

●令和 4年12月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：育休取得予定者に育休復帰支援プランを策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

取組内容・実施時期

●令和 4年 8月～ 全職員に対し、育休復帰支援プランや両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。

●令和 5年 1月～ 育休取得予定者に育休復帰支援プラン策定開始

(女性活躍推進法)

社会福祉法人健寿会 行動計画

女性職員が管理職として活躍でき、男女共の長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 9年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標： 管理職（主任・リーダー以上）に占める女性労働者の割合を60%以上にする。

3. 取組内容・実施時期

- 令和 4年 4月～ 女性管理職に対するヒアリングの実施
- 令和 4年10月～ ヒアリングの結果を取りまとめ、ロールモデルとして職員に紹介
- 令和 5年 4月～ 管理職育成の為の研修カリキュラムの作成及び管理職候補の選定
- 令和 5年10月～ 管理職候補の女性を対象とした研修を2～3ヶ月に1回実施